

東京都粒子状物質減少装置指定要綱

平成13年6月21日

13環車計第86号

第1 目的

この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第41条に規定する粒子状物質減少装置又は粒子状物質減少装置の型式（以下「減少装置」という。）の指定に関する事項を定めることを目的とする。

第2 減少装置

この要綱に規定する減少装置は、次に掲げる区分ごとに定める方式により粒子状物質を減少させる装置又は装置の型式をいう。

(1) ディーゼル微粒子除去フィルター（DPF）

軽油を燃料とする自動車（以下「自動車」という。）の排気管等に装着して当該自動車から排出される粒子状物質を捕集し、粒子状物質を減少させる装置のこと。捕集した粒子状物質の処理方法により、次に掲げる方式に区分する。

ア 捕集した粒子状物質を電熱線等により燃焼してフィルターを再生する方式（強制再生方式）

イ 捕集した粒子状物質を当該自動車の排出ガスの熱又は触媒等の作用で酸化除去して連続的にフィルターを再生する方式（連続再生方式）

ウ 自動車が稼働していないときに、フィルターを整備し、捕集した粒子状物質を処理する方式（非再生方式）

(2) その他酸化触媒等

ア 酸化触媒方式

(1) アからウまでに掲げる方式のほか、自動車から大気中に排出される粒子状物質を、当該自動車の排気管等に装着した触媒の作用により酸化除去する方式

イ その他の方式

(1) 及び(2) ア以外の方法により粒子状物質を減少させる方式

第3 指定の申請

1 減少装置の製作又は販売をしようとする者等は、別表第1に掲げる自動車の区分及び減少装置の性能の区分に対応する各カテゴリーの全部又は一部に対して、様式1により申請するものとする。ただし、自動車の特定の型式に対して製作され当該自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により登録される段階までに装着されるものについては、同表に掲げるカテゴリー以外の区分として申請するものとする。

2 減少装置の指定の申請は、当該減少装置が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 各カテゴリーの全部又は一部に対して申請する減少装置については、別表第1

に定める粒子状物質減少率を有すること。粒子状物質減少率は、別に定める方法により算出するものとする。

(2) 信頼・耐久性が別に定める方法により確認されているものであること。

(3) 安全性を有するものとして次の要件を満たしていること。

ア 熱害に対して別表第2に定めるいずれかの措置が講じられているもの又は熱害が生じないよう安全性が確保されていること。

イ 車両総重量の変化が次の範囲内であること。ただし、自動車に装着するに当たり改造等を必要とする場合は、この限りでない。

(ア) 小型自動車については、50kg以内

(イ) (ア)以外の自動車については、100kg以内

(4) 減少装置の装着後において、粒子状物質以外の窒素酸化物等の大気汚染防止法等に基づく規制対象物質の排出量が、装着前と比べて著しく増加しないこと。

3 減少装置の指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、知事に対し、様式1に、減少装置について次に掲げる事項を記載した書面を添付して提出するものとする。

(1) 仕様及び構造

(2) 排出ガス、強度及び信頼・耐久性の試験結果

(3) 安全性の確保に関する事項

(4) 販売等におけるサービス体制に関する事項

(5) 製品保証に関する事項

(6) その他参考事項

4 窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領（平成16年国土交通省告示第814号）に基づき国土交通大臣から適当であると認められた粒子状物質低減装置又は窒素酸化物及び粒子状物質低減装置（以下これらを「優良低減装置」という。）についての申請者は、国からの認定を証明する資料を提出することにより、前項(2)及び(3)の書面の添付を省略することができる。

5 申請者は、第3項に規定するほか、知事の求めに応じて、試験結果等の資料を提出し、又は減少装置若しくは減少装置を装着した自動車を一定期間提供するものとする。

6 申請者は、減少装置の指定を受ける前に、指定の申請中であることを表示して、販売等を行ってはならない。

第4 東京都粒子状物質減少装置指定委員会

1 知事は、減少装置の指定、指定の取消し、指定の変更（装着対象となる自動車の範囲、使用条件その他の減少装置に係る条件の変更をいう。以下同じ。）又は仕様若しくは構造（以下「仕様等」という。）の変更の承認をするときは、別途定める東京都粒子状物質減少装置指定委員会（以下「指定委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を聴く場合において、第2(1)の減少装置（優良低減装置を除く。）について排出ガスに係る確認試験を実施し、その結果を指定委員会に報告する。ただし、減少装置の指定の取消し、指定の変更又は仕様等の変更の承認をする場合において、仕様等の変更が軽微なものであるときその他知事が当該確認試験を実施する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 知事は、第1項の規定により意見を聴く場合において、第2(2)の減少装置(優良低減装置を除く。)について排出ガスに係る確認試験を実施する必要があると認めるときは、当該確認試験を実施し、その結果を指定委員会に報告する。
- 4 知事は、第2項又は前項の確認試験の実施に当たり試験項目、方法等について指定委員会に意見を求めることができる。
- 5 指定委員会は、第1項の規定により意見を求められた減少装置の指定、指定の取消し、指定の変更若しくは仕様等の変更について審査し、又は前項の試験項目、方法等について審議し、その結果を知事に報告する。
- 6 知事は、第8第1項(2)又は(3)に掲げる場合は、第1項の規定にかかわらず、指定委員会の委員の1人から意見を聴取することで指定の取消しができる。ただし、この場合においては、その後の指定委員会にその旨の報告をしなければならない。

第5 減少装置の指定

- 1 知事は、第4第5項の規定により報告を受けた審査の結果により、減少装置として適当と認められるものを指定する。この場合において、知事は、装着対象となる自動車の範囲、指定の効力の及ぶ期間、使用条件その他必要な条件を付して指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定により指定をしたときは、申請者に対し様式2により通知するとともに、当該減少装置について、その名称、指定の通知を受けた者の氏名又は名称、装着対象となる自動車の範囲、指定の効力の及ぶ期間、使用条件等を公表する。
- 3 知事は、申請のあった減少装置を指定しないときは、申請者に対し、様式3により通知する。
- 4 知事は、第1項の規定により指定した減少装置について、必要により調査を行う。

第6 減少装置の指定等の変更

- 1 指定の通知を受けた者は、減少装置の指定の日以後、指定された減少装置について、指定の変更又は仕様等の変更をしようとする場合は、あらかじめ様式4により申請しなければならない。
- 2 様式4には、第3第3項に掲げる事項を記載した書面のうち、変更に係るものを添付するものとする。
- 3 第3第1項、第2項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。
- 4 知事は、第4第5項の規定により報告を受けた審査の結果により、第1項の規定による申請に係る減少装置の指定の変更又は仕様等の変更を適当と認めるとき(減少装置の仕様等の変更を適当と認める場合において、当該減少装置の指定の変更があるときを含む。)は、第5第1項の例により当該指定を変更し、又は当該仕様等の変更を承認する。
- 5 知事は、前項の規定による指定の変更をしたときは、第1項の規定による申請をした者に対し、様式5により通知するとともに、第5第2項の例により公表する。
- 6 知事は、第4項の規定による仕様等の変更の承認をしたときは、第1項の規定によ

る申請をした者に対し、その旨を様式6により通知する。

- 7 知事は、第4項の規定による指定の変更又は仕様等の変更の承認をしないときは、第1項の規定による申請をした者に対し、その旨を様式7により通知する。

第7 氏名等の変更届

- 1 指定の通知を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、知事に対し、様式8による届出を行わなければならない。
 - (1) 指定の通知を受けた者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は連絡先
 - (2) 減少装置の名称又は型式
- 2 知事は、前項の届出があったときは、指定の通知を受けた者の氏名又は名称及び連絡先、減少装置の名称及び型式等を公表する。

第8 指定の取消し

- 1 知事は、指定を受けた減少装置について、次に掲げる場合は、その指定を取り消すことができる。この場合において、指定の取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。
 - (1) 第3第2項に規定する要件を満たさなくなったと認めるとき。
 - (2) 事故の発生等緊急の必要があると認めるとき。
 - (3) 販売又は製造が行われなくなったとき。
- 2 知事は、前項により指定を取り消したときは、様式9によりその旨を指定の通知を受けた者に通知するとともに、指定を取り消した減少装置について、その名称、取消しの効力の及ぶ範囲等を公表する。

第9 指定の通知を受けた者の遵守事項

- 1 指定の通知を受けた者は、第3第3項の規定により提出した販売等におけるサービス体制に関する事項及び製品保証に関する事項を遵守するものとする。
- 2 指定の通知を受けた者は、減少装置の指定を受けた減少装置を装着した自動車を使用する者等から、当該減少装置等に関する事故について連絡を受けたときは、速やかに知事に知らせるものとする。
- 3 指定の通知を受けた者は、第5第4項に規定する調査のため、減少装置の提供及び装着状況等に関する資料の提出を行うものとする。

別表第1 減少装置の性能(第3関係)

自動車 の 区分 粒子状物質排出基準を満すために必要な減少装置の性能の区分	条例別表第6の平成15年10月1日から適用される粒子状物質排出基準を満す減少装置の性能	条例別表第6の平成17年4月以降の知事が別に定める日から適用される粒子状物質排出基準を満す減少装置の性能
大気汚染防止法等による平成元年、2年規制適合車、平成元年、2年規制適合以前の車	カテゴリー1 粒子状物質減少率 60%以上	カテゴリー3 粒子状物質減少率 70%以上
大気汚染防止法等による平成5年、6年規制適合車	カテゴリー2 粒子状物質減少率 30%以上	カテゴリー4 粒子状物質減少率 40%以上
大気汚染防止法等による平成9年、10年、11年規制適合車	—————	カテゴリー5 粒子状物質減少率 30%以上
自動車の特定の型式に対して製作され、初めて道路運送車両法第4条の規定により登録される段階までに減少装置を装着した自動車	—————	当該自動車から排出される粒子状物質の量が粒子状物質排出基準を満すこと。

別表第2 熱害に対する措置(第3関係)

- 1 減少装置の温度上昇が当該減少装置又は当該減少装置以外の装置の機能を損なわないような遮熱板の取付けその他の適切な措置
- 2 減少装置の温度が、当該減少装置又は当該減少装置以外の装置の機能を損なうおそれがある温度に上昇した場合に動作する警報装置の設置

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則(平成17年6月13日)

この要綱は、平成17年7月11日から施行する。

附 則(平成28年2月26日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月29日)

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

東京都指定粒子状物質減少装置指定申請書

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名



(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

東京都粒子状物質減少装置指定要綱第3第1項の規定により、下記の装置について粒子状物質減少装置の指定を受けたいので、必要な資料を添えて申請します。

記

装置の名称		
装置の種類		
装置の型式		
装置に係る条件	カテゴリー又は自動車の特定の型式	
	粒子状物質の減少率等	
	使用燃料の種類	
	装着対象となる自動車の範囲	
	その他の使用条件	
特記事項 (連絡先など)		

事務局処理欄

受付年月日	年 月 日	所 見
受付整理番号	第 号	
受付者	印	
指定の合否	合 否	
指定番号		

東京都指定粒子状物質減少装置指定書

第 号
殿

年 月 日付けで指定の申請があった粒子状物質減少装置については、東京都粒子状物質減少装置指定要綱第5第1項の規定により、下記のとおり、東京都指定粒子状物質減少装置として指定します。

年 月 日

東京都知事



記

指定番号	
装置の名称	
装置の種類	
装置の型式	
カテゴリー又は 自動車の特定の型式	
粒子状物質の減少率等	
使用燃料の種類	
装着対象となる 自動車の範囲	
その他の使用条件	
指定の効力の及ぶ期間	
特記事項	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

東京都指定粒子状物質減少装置の審査結果について(通知)

年 月 日付けで指定の申請があった下記の粒子状物質減少装置については、審査の結果、下記の理由により、東京都指定粒子状物質減少装置の指定をしないことと決定したので、東京都粒子状物質減少装置指定要綱第5第3項の規定により、通知します。

記

装置の名称	
装置の型式	
決定内容の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

東京都指定粒子状物質減少装置指定等変更申請書

東京都知事 殿

年 月 日

住所
氏名



(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

東京都粒子状物質減少装置指定要綱第6第1項の規定により、東京都指定粒子状物質減少装置の指定又は仕様等について、下記のとおり変更したいので、資料を添えて申請します。

記

指定番号		変更の有無
—		—
装置の名称		
装置の種類		
装置の型式		
装置に係る条件	カテゴリー又は自動車の特定の型式	
	粒子状物質の減少率等	
	使用燃料の種類	
	装着対象となる自動車の範囲	
	その他の使用条件	
特記事項 (連絡先など)		
変更理由		

事務局処理欄

受付年月日	年 月 日	所 見
受付整理番号	第 号	
受付者	印	
指定の合否	合 否	
指定番号	否	

東京都指定粒子状物質減少装置変更指定書

殿 第 号

年 月 日付けで指定又は仕様等の変更申請があった粒子状物質減少装置については、東京都粒子状物質減少装置指定要綱第6第4項の規定により、下記のとおり、東京都指定粒子状物質減少装置の指定を変更します。

年 月 日

東京都知事



記

新・指定番号	
旧・指定番号	
装置の名称	
装置の種類	
装置の型式	
カテゴリー又は 自動車の特定の型式	
粒子状物質の減少率等	
使用燃料の種類	
装着対象となる 自動車の範囲	
その他の使用条件	
指定の効力の及ぶ期間	
特記事項	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

東京都指定粒子状物質減少装置仕様等の変更の承認について(通知)

年 月 日付けで仕様等の変更の申請があった粒子状物質減少装置については、下記のとおり、東京都粒子状物質減少装置指定要綱第6第4項の規定により承認したので、同要綱第6第6項の規定により通知します。

記

指 定 番 号	
装置の名称	
装置の型式	
変更の内容	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

印

東京都指定粒子状物質減少装置の指定等の変更の審査結果について(通知)

年 月 日付けで指定又は仕様等の変更の申請があった粒子状物質減少装置については、審査の結果、下記の理由により、東京都粒子状物質減少装置の指定又は仕様等の変更をしないことと決定したので、東京都粒子状物質減少装置指定要綱第6第7項の規定により通知します。

記

指定番号	
装置の名称	
装置の型式	
決定内容の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

東京都指定粒子状物質減少装置指定変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名



(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

東京都指定粒子状物質減少装置の指定内容について、下記のとおり変更がありましたので、東京都粒子状物質減少装置指定要綱第7第1項の規定により、資料を添えて届け出ます。

記

		変更の有無
指定番号		—
住所（主たる事務所の所在地）		
氏名（名称及び代表者の氏名）		
連絡先		
装置の名称		
装置の型式		
特記事項		
変更理由		

事務局処理欄

受付年月日	年 月 日	所 見
受付整理番号	第 号	
受付者	印	

第 年 月 号 日

殿

東京都知事



東京都指定粒子状物質減少装置の指定取消しについて(通知)

年 月 日付 環車計第 号により東京都指定粒子状物質減少装置として指定した粒子状物質減少装置については、下記のとおり、東京都指定粒子状物質減少装置の指定を取り消しましたので、東京都粒子状物質減少装置指定要綱第8第2項の規定により、通知します。

記

指定番号	
装置の名称	
装置の種類	
装置の型式	
カテゴリー又は 自動車の特定の型式	
装着対象となる 自動車の範囲	
その他の使用条件	
取消しの効力の及ぶ範囲	
取消しの理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)